



Topics: P2 新型コロナウイルス感染症にご注意ください、P3 鹿角 GENKI カレッジ、
P4 まちの話題、P5 新たに移住コンシェルジュが着任しました

友だちと一緒に登校。
踊る心。



新型コロナウイルス感染症の影響により、本紙掲載の事業やイベントなどが、中止または延期となる場合がありますので、ご了承ください。



～地域で活躍する「行動人」を育成します～

鹿角GENKIカレッジ

「行動人」とは

学んだ知識を生かして、地域や社会で行動し、地域を元気にしてくれる人を「行動人」とする、と定義される秋田県の生涯学習の理念です。

鹿角 GENKI カレッジでは、地域に「行動人」を増やし、地域を元気にしようという目的のもと、必要な知識やスキルの習得、講座を通じた新たな人と人のつながりの創出をめざしています。

本格的に学びたい方は塾生として登録いただき、各講座に参加したり、実践講座として自分で学んだことを生かして講座を開講したりすることで、学びの単位を取得できます。既定の単位を履修された方には、修了証を発行します。

（左）鹿角のためにできることを模索
（右）グラフィック講座のパネルディスカッション



講座ラインナップ (予定)

講座名	内容
グラフィックレコーディング講座	Akita Graphic Recorders 共同主宰の平元美佐緒氏を講師に迎え、グラフィックレコーディングを学びます。グラフィックレコーディングとは、イラストや記号を組み合わせて、会話の中身を集約して記録する方法です。文字だけではなく、イラストなどを用いて、誰にでもわかりやすい会議内容の可視化を学びます。
発想力と交渉力アップ講座	大手通信会社での勤務や、大学在学中には落語研究会に所属された経験を持ち、現在は都立高校教諭の中野英樹氏を講師に迎え、落語の手法を用いた効果的な話し方などを学びます。数十秒から数分で相手を引き込む落語の小断 <small>こぼし</small> を用いた話し方や、斬新なアイデアを生み出す発想力を身につける講座です。
スモールビジネス講座	小規模ビジネスに関する講座の開設や関連書籍を刊行しているゲートプラス株式会社代表取締役の中村裕昭氏を講師に迎え、小規模ビジネスの立ち上げと、運営について学びます。着眼点の探し方や、ビジネス立ち上げまでの方法、資金の調達などのノウハウを身につけましょう。
広報力アップ講座	元埼玉県三芳町の職員で、町の広報誌で全国広報誌コンクール受賞歴もある佐久間智之氏を講師に迎えて、会社や団体などさまざまな組織の広報誌の魅力アップ術を学びます。オフィスや家庭に普及している、マイクロソフトのオフィスソフト、Word <small>ワード</small> を使った広報作成方法など、実用的なテクニックを学びます。

※講座の日程については、今後の状況を注視しながら、講師と協議を行っています。正式に日程が決定次第、広報などでお知らせします。

☎ 生涯学習課 社会教育班 ☎ 30-0292

緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大

新型コロナウイルス

首都圏をはじめとした感染者が多く発生している地域から来られた方が、感染した事例が増えています。

このため、皆さんの命を守るため、特に、最近市内に来られた方や、今後市内に来られる予定のある方においては、**自らが感染している可能性を想定した行動と健康状態の把握**に努めてくださるようお願いします。

また、**本人のみならず、家族・友人など身近な方々**も、この点に関し十分に注意のうえ、適切にアドバイスしていただくよう、ご理解・ご協力をお願いします。

☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

2週間前後に来られた方

県外から転入、帰省、または旅行・出張などから帰られた方、特に首都圏など感染者が多い地域（海外を含む）へ滞在した方は、やむを得ない場合を除いて2週間程度、外出を控えてください。

また、人との接触を最小限にし、外出時はもとより家庭内においてもマスクを着用するなど、自らが感染している可能性があることを想定した行動をとるようお願いします。

今後來られる予定の方のご家族・ご友人などへ

市内に来られる前に可能な限り連絡をとり、健康状態を十分に観察し、不安がある場合には滞在地の「帰国者・接触者相談センター」に連絡・相談するよう、本人にアドバイスしていただくようお願いします。

やむを得ない場合を除き、不要不急の県外・海外への旅行や出張の**自粛**をお願いします

3つの「密」を避けましょう！

「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を避けて、特にこの3つが重なる場所には十分注意してください。

換気が悪い
密閉空間

クラスター
(集団) 発生の
リスクが高い！

多数が集まる
密集場所

間近で会話する
密接場面

症状がある方はご連絡ください

- ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続く場合
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

あきた帰国者・接触者相談センター (コールセンター)

24 時間 受付

☎ 018-866-7050

9 時 ~ 17 時 (毎日)

☎ 018-895-9176

NO! 感染症ハラスメント

他の地域においては、感染された方やそのご家族、医療機関やその他の関係者に対し、不確かな情報に基づく嫌がらせや、SNSなどでの誹謗・中傷が見られます。

こうした行為は**人権侵害**です。正しい情報に基づく冷静な行動をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策にかかる各支援については、市ホームページ「**緊急情報**」をご覧ください。





まちの話題

195人が期待と希望を胸に入学 小学校入学式

4月7日に市内各小学校で入学式が行われ、花輪小学校59人、花輪北小学校16人、十和田小学校54人、尾去沢小学校22人、八幡平小学校25人、平元小学校11人、大湯小学校8人、合計195人の児童が入学しました。

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、規模を縮小して行われ、教員と保護者、入学生、一部在校生のみの参加となりました。

平元小学校と花輪北小学校は、来年度の統合が決まっております、これが最後の入学式です。花輪北小学校では、「あいさつは、人を幸せにする魔法の言葉です。毎日元気にあいさつをして、花輪北小学校での1年間を楽しいものにしましょう。」と校長先生がお祝いの言葉を述べていました。



春の声かけ運動一斉 キャンペーン

4月9日に、街頭では春の声かけ運動一斉キャンペーンが行われ、多くの方々が通学路で「おはよう」「気をつけていつてらっしゃい」などと声をかけました。

この活動は、毎月5日に行われており、地域に根ざした活動となっています。今回の開催は、小中学校の初登校日に合わせて行われました。地域の方々をはじめ、交通指導隊や児玉市長などが街頭で登校を見守りました。



果樹栽培サポーター 養成講習会

4月3日から果樹栽培サポーター養成講習会が行われ、果樹経営を目指す参加者が桃やりんご栽培について学びました。

この講習会は、果樹経営の拡大と労働力確保につなげることを目的に行われ、今年度で3年目になる活動です。

この日は、桃の余分な蕾を取り払う摘蕾作業を学びました。桃は成長が早く、作業の遅れが品質に大きく影響してくることも、果樹栽培は人の手で行う作業が多いことなどが説明されていました。



鹿角に新たな仲間が加わりました

移住コンシェルジュに着任 眞鍋雄次さん

1980年香川県三豊市生まれ。13年間務めた自動車ディーラーでさまざまな経験をした後、起業。パソコンインストラクターや自動車整備、ドラム講師などの出張サービスを展開しており、本市でも移住コンシェルジュ業務のかたわら 事業を展開予定。

このたび、移住コンシェルジュとして着任しました眞鍋雄次です。

移住ツアーがきっかけで鹿角の皆さまの心の温かさに触れ、長男(中学生)と次男(小学生)、妻の家族4人で移住を決断しました。

鹿角には、たくさんの魅力があります。土地、建物、そしてなにより皆さまの心の温かさです。

そんな魅力いっぱい、胸いっぱいになる鹿角を全国の皆さまにお届けし、たくさんの方に鹿角を知っていただき、移住につなげていきます。

これまでの移住コンシェルジュの先輩方の意思を受け継ぎながらも、新しい取り組みに積極的にチャレンジしていきたいと考えています。



ご近所で行われていた青空喫茶の様子。皆さまが妻を誘ってくださいました。妻の事も気にしてくださる皆さま。とっても優しいです。

市内で見かけた際は、「あ、移住コンシェルジュの人！」という感じで、どうぞお気軽にお声がけください。よろしくお祈りします。

チャレンジデー 2020 15分以上運動して 南さつま市の特産品をもらおう

チャレンジデー 2020 は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため5月27日(金)の一斉実施は中止となりましたが、対戦予定であった南さつま市の特産品プレゼントを実施します。

27日に15分以上継続した運動を行って、下記にしたがって応募してください。抽選で30人の方に南さつま市特産品もしくはチャレンジデーのオリジナルTシャツをプレゼントします。

※抽選の商品は選べません。

▶応募方法 5月28日(土)9時～17時までに電話・FAX・電子メールのいずれかで応募してください。※応募の際は、下記5点についてお知らせ(明記)ください。

- ①名前 ②年齢 ③住所 ④電話番号(日中連絡がとれる番号) ⑤15分以上継続して行った運動の内容

☎ スポーツ振興課 ☎ 30-0297 FAX 22-0888
e-mail sports@city.kazuno.lg.jp

当選された方のみ後日ご連絡します。

3つの「密」を避けて運動しましょう！

東京2020オリンピック 聖火リレートーチを展示しました

4月8日、9日の2日間、市役所市民ホールで、聖火リレートーチが展示され、来庁された方々は写真を撮ったり、間近で眺めたりしていました。



市税に関するお知らせ

納期内納付にご協力ください

市税は、市民の皆さまの健康で快適な暮らしを支える行政サービスに欠かせない貴重な財源です。納め忘れを防ぐためには、口座振替がたいへん便利です。申し込みを希望される方は、金融機関での手続きをお願いします。納付書で納付される方はコンビニエンスストアおよびM M K端末を設置しているスーパーマーケットやドラッグストアでも納付できます。

市では、滞納が見逃されることで、納税した方との間に不公平が生じないよう取り組んでいます。皆さまの納期内納付へのご理解とご協力をお願いします。

なお、災害や病気、失業などの特別な事情があり、期限までに納付が困難な場合は、その事情に応じて税金を減らしたり、納める時期を遅らせたり、分割して納めたりできる制度がありますので、お

早めに税務課までご相談ください。M M K端末・商店や店頭などに置かれるマルチメディア対応の情報端末です。

固定資産税の課税内容をご確認ください

固定資産税は、その年の1月1日時点で市内に土地、家屋、償却資産を所有している方が納める税金です。

納税通知書には、税額、納期限、納付の方法などが記載されています。また、同封の課税明細書に、課税対象となっている土地・家屋の所在地や地目、評価額などが記載されています。

特に次の3点について内容をご確認いただき、不明な点については税務課課税班までお問い合わせください。

▼土地の利用状況

固定資産税は、登記簿上の地目ではなく、使われ方からみた地目

(以下「現況地目」)での課税が原則となります。記載されている現況地目が実際と異なる場合はお知らせください。

▼家屋の棟数(増築・滅失)

所有する家屋の棟数や内容が、課税明細書に正しく記載されているかご確認ください。家屋の増築があった場合は、同一の家屋でも建築年ごとに課税明細書に記載されます。取り壊しなどにより存在しない家屋が課税明細書に記載されている場合はお知らせください。

▼所有者・納税義務者

固定資産税の納税義務者は固定資産の所有者ですが、所有者が死亡している場合は相続人などが納税義務者となります。相続などにより所有者や納税義務者が変更となる場合はお知らせください。

固定資産税の減免

次の要件のいずれかに該当する場合は、固定資産税減免の対象となります。詳細は、税務課課税班までお問い合わせください。

①生活保護受給者が所有する固定資産、または世帯の合計収入や資産の状況が生活保護基準以下であって、その世帯の方

市・県民税の申告はお済みですか？

申告結果は、国保税や介護保険料などの算定や、高額療養費など各種給付の判定の基礎となります。また、税証明書の発行や各種手続きにも影響がありますので、申告は忘れずに済ませましょう。

平成31年1月～令和元年12月中旬に収入が無かった方も、収入が無かったことを申告する必要があります。

なお、所得税の確定申告は、最寄りの税務署でお願いします。

所得証明書などの発行

令和2年度(令和元年分)の所得証明書などの発行は、6月上旬から予定しています。

市・県民税の年金からの特別徴収

令和2年4月1日現在、65歳以上で一定の要件に該当する方は、今年の10月支給分の年金から特別徴収が開始されます。

6月にお届けする納税通知書でご確認ください。

* 申告内容が反映される各種制度など

制度など	申告をしていない場合
国民健康保険	①国保税の軽減制度が適用されない ②高額療養費などの保険給付が正しく適用されない ③入院時食事代の一部減額が該当しない
国民年金	免除および納付猶予申請、学生納付特例の申請ができない
介護保険	①介護サービス利用者負担額の免除が受けられない場合がある ②高額介護サービス費支給額の限度額が変わる ③介護用品購入などの補助が受けられない場合がある
後期高齢者医療保険	保険料の軽減制度が適用されない
その他窓口サービス	所得証明・課税証明等が発行できない

▼必要なもの
・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のうち1点
・納税通知書、運転免許証、認め印、車検証、マイナンバーカードもしくは通知カードなど

①対象となる車両
②その年の4月1日現在において、身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方が所有している車両。
③18歳未満で身体に障がいのある方、または知的障がい、精神障がいのある方を常時介護する方が所有する車両。
※実際に運転する方が家族であっても減免を受けることができます。
※障がいの区分により、減免を受けられない場合があります。
※減免を受けることができる車両は、普通自動車も含み1人につき1台です。
④軽自動車の構造が、介護などの用に供されると認められる車両。

が所有する自己の居住用固定資産。

②災害や火災などにより著しく価値を減じた固定資産。

③公益のために直接占用する固定資産。

令和2年度納税通知書発送時期と納期

納税通知書の種別	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市・県民税 (6月上旬発送予定)		1期		2期		3期			4期	
固定資産税 (5月上旬発送予定)	1期		2期					3期		4期
軽自動車税 (5月上旬発送予定)	全期									
国民健康保険税 (7月中旬発送予定)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限 (口座振替日)	6月1日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	2月1日	3月1日

農耕作業用車・小型特殊自動車のナンバープレート取得

農耕作業用車・小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無にかかわらず、市へ登録しナンバープレートを取得する必要があります。

ナンバープレート取得の手続きは税務課窓口や各支所で行うことができます。

農耕作業用車：トラクター・コンバインなど
小型特殊自動車：ホイールローダー・フォークリフト・乗用モーターなど

課税に関すること 納税に関すること
税務課 課税班 ☎ 30-0213 税務課 収納管理室 ☎ 30-0215

スマートフォンでも納付できます

同封した納付書は PayPay や LINE Pay の請求書払いでの決済が可能です。スマートフォンで納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで、24時間いつでも納付できます。

※納期限を過ぎた納付書や期別あたり30万円を超える納付書は取り扱えません。
※いずれの納付方法も残高払いのみ対応しています。クレジットカード払いは利用できません。
※ご利用には、PayPay や LINE アプリのダウンロードおよびアカウント登録が必要です。

**高校生の自由な発想を生かした PR チーム
かづの高校生広報室員を募集**

高校生が広報室員となり、鹿角の魅力や風景、祭りなどの地域行事の情報など、愛すべき鹿角の魅力を自由な発想で全国に発信していく「かづの高校生広報室」の広報室員を募集します。

- ▶ **募集人員** 10名程度(応募者多数の場合は選考)
 - ▶ **応募資格** 市内在住の高校生(高校は市内外問いません)で、保護者の同意が得られる方
 - ▶ **任期** 令和3年3月31日頃まで
 - ▶ **審査・決定** 市が選考し、結果は応募者に通知します。また、決定者の保護者と在学中の学校長へ連絡します。
 - ▶ **応募方法** 5月15日迄までに、指定の申込書へ必要事項を記載し、郵送または持参により政策企画課まで提出してください。
- ※詳しくは、ホームページまたは政策企画課、各市民センター、文化の文化交流館コモッセ、市内図書館に備え付けてあります募集要項をご覧ください。



☎ 政策企画課 政策推進班 ☎ 30-0205
E-mail seisaku@city.kazuno.lg.jp

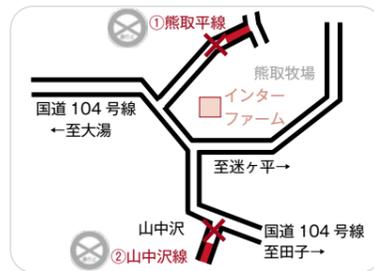
**油断は禁物です
山菜採りなどによる遭難に注意**

山菜採りなどで遭難する人が後を絶ちません。入山される際には、次のことを心掛けて遭難事故を防ぎましょう。

- 其の一 入山は、場所、帰宅予定時刻を告げてから。
- 其の二 入山前に自分の位置を確認し、目標物を定めて。
- 其の三 時間を決め、早めに下山する。
- 其の四 単独行動はできるだけ避ける。
- 其の五 マナーを守り、ごみは必ず持ち帰る。

今年も事故を防ぐ目的で、市道(熊取平線、山中沢線)の通行規制を実施します。皆さまには、ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

▶ **規制期間** 11月20日迄まで



☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299
鹿角警察署 ☎ 23-3321

**こどもの学習・生活支援事業
支援員を募集**

小学4年生から18歳以下のこどもを対象に、基本的な生活習慣や学習に関する教室を開催します。教室運営や、こどもの学習をお手伝いしてくださる支援員を募集します。

- ▶ **日時** 6月6日(土)～令和3年3月31日(日) (土曜日を基本として週1回、午前または午後3時間程度・年間25回予定)
- ▶ **場所** 福祉保健センターなど
- ▶ **応募資格** 令和2年3月31日以前に高等学校を卒業された方(応募する方は、支援員説明会に出席してください。説明会は、5月26日(日)18時30分から福祉保健センターで開催します)
- ▶ **応募方法** 5月26日(日)までに、申込用紙に必要事項を記入の上、郵送、FAX、メール、または直接すこやか子育て課までお申し込みください。申込用紙はすこやか子育て課よりお持ちいただくか、市ホームページからダウンロードできます。

☎ すこやか子育て課 こども家庭応援班 ☎ 30-0235
NPO 法人子どもコンシェルジュ ☎ 080-8223-3036



**中学校・高校の制服や学用品を無料で提供
子育て応援リユース事業**

- ▶ **日時** 5月31日(日)10時～12時
- ▶ **場所** 福祉保健センター1階 集団指導室
- ▶ **持ち物** お子さまの年齢を確認できるもの(健康保険証や学生証)

▶ **提供品**
市内中学校と高等学校の制服、学校指定のジャージや通学カバン、柔道着(体育の授業で使用のもの)、ネクタイ、スカーフ、ボタン類、校章、組章、ピアノカ、リコーダー、習字セット、絵の具セット、彫刻刀セット、辞典

※提供数には限りがありますので、ご了承ください。

物品の回収

- ▶ **日時** 5月18日(月)～24日(日)
- ▶ **場所** 十和田市民センター内に回収BOXを設置します。

☎ すこやか子育て課 こども家庭応援班 ☎ 30-0235
NPO 法人子どもコンシェルジュ ☎ 080-8223-3036

**マイナンバーカードの取得はお早めに
マイナンバーの通知カード廃止**

デジタル手続法の一部の施行に伴い、マイナンバーの通知カードが5月下旬に廃止されます。出生時には個人番号通知書が送付されますが、マイナンバーを証明する書類としては使えません。

- ▶ **マイナンバーを証明できる書類**
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバー付き住民票
- ・通知カード(氏名、住所等が住民票と一致している場合)

※マイナンバーカードの発行は申請から1～2カ月かかりますので、お早めに申請ください。



マイナンバーカードの交付申請サポート

市ではマイナンバーカードの交付申請サポートを行っています。5人以上の企業や団体、自治会などへは出張受付も実施し、土・日・祝日も対応しますのでぜひお申し込みください。

☎ 市民課 戸籍年金班 ☎ 30-0221

**花輪駅西住宅・高井田住宅
市営住宅の入居者を募集**

市営住宅の入居者を募集します。申し込みが多数の場合は、抽選により入居者を決定します。

花輪駅西住宅(2戸) 木造平屋建	
A-8号	2LDK(LDK15畳・洋室6畳×2)
花輪駅西住宅(1戸) RC造1棟6階建(オール電化)	
E-303号	2DK(DK12.7畳・洋室5.9畳・洋室6.7畳)
高井田住宅(1戸) 木造2階建(2階)	
13-21号	2LDK(LDK15畳・和室6畳・洋室6畳)

- ▶ **入居要件** 住宅に困っていること、市税の滞納が無いことなど
- ▶ **募集期間** 5月1日(金)～15日(金)8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)
- ※都市整備課 建築住宅班および各支所に募集案内と申込書を備え付けます。詳細は募集案内をご確認ください。
- ▶ **抽選日** 5月28日(日) 予定
- ▶ **申し込み** 都市整備課 建築住宅班に申込書をご持参ください。

☎ 都市整備課 建築住宅班 ☎ 30-0266

**秋田県よろず支援拠点
サテライト鹿角を月2回開催します**

中小企業・小規模事業者のための経営相談所「秋田県よろず支援拠点」による本市での相談会「サテライト鹿角」は、今年度から回数を増やし月2回の開催となります。新型コロナウイルス感染症の影響についての経営相談も受け付けますので、ぜひご利用ください。

秋田県よろず支援拠点

売上拡大、経営改善などの経営上の悩みをコーディネーターが伺い、事業者の課題に応じて複数の支援機関により、的確な解決策を提案するほか、定期的なフォローアップを実施しています。

- ▶ **日時** 毎月第1・3木曜日 10時～15時30分
- ▶ **場所** まちなかオフィス
- ▶ **相談料** 無料
- ▶ **予約先** (公財)あきた企業活性化センター(☎ 018-860-5605)への予約が必要です。



☎ 産業活力課 商工・新工ネ班 ☎ 30-0250

**悩み事はお気軽にご相談ください
行政相談委員・人権擁護委員**

行政相談委員は行政サービスに関する苦情や相談を受け付けています。皆さんと関係機関の間に立って、問題の解決を図る「市民と行政のパイプ役」です。本市では、3の方が総務大臣から委嘱されています。

行政相談委員

佐藤志保子さん(八幡平) / 金美智子さん(花輪) / 和田祐二さん(十和田)

また、人権擁護委員は不安や悩みのある方の相談に応じたり、人権を守るために必要な手続きを助言します。本市では、9の方が法務大臣から委嘱されています。

人権擁護委員

安倍憲吉さん(八幡平) / 佐々木忠臣さん(八幡平) / 工藤トモ子さん(尾去沢) / 青山武夫さん(花輪) / 瀬川悦子さん(花輪) / 関真澄さん(花輪) / 木下フサ子さん(十和田) / 沢田正さん(十和田) / 小館洋子さん(十和田)

☎ 市民共働課 共働推進班 ☎ 30-0202

子宮がん・乳がん検診の予約

子宮と乳のがん検診を受診するには、予約が必要です。
 ご予約いただいた方には、検診の日ちが近くなりましたら、受診票を送付します。
◆予約受付期間 5月13日(金)～8月31日(日)
◆予約方法
 ①すこやか子育て課健康づくり班に電話で予約をする
 ※平日8時30分～17時15分(水曜は19時まで)
 ②インターネットから予約をする
 市ホームページ↓くらし・手続き↓保健・健康↓各種健診・がん検診↓けんしんインターネット予約
 ※メールアドレスが必要です。



検診の予約はこちら

◆検診場所
子宮がん検診 かつの厚生病院、いけがみレディースクリニック
乳がん検診 かつの厚生病院、文化の文化交流館コモッセ、十和田市民センター
 ※検診の詳細は、4月に各世帯に配布した「検診のご案内(緑色)」をご確認ください。市ホームページにも、がん検診の情報を掲載しています。

午後の乳がん検診(かつの厚生病院)

◆検診日 6月9日(金)、7月14日(金)、8月11日(金)、9月8日(金)、10月13日(金)
◆受付時間
 1回目 13時15分～13時30分
 2回目 14時15分～14時30分
◆予約受付期間 5月13日(金)～8月31日(日)
 ※女性技師がマンモグラフィ撮影をします。

1人1人の個別相談

ここらの健康回復を支援する専門員(臨床心理士)が、ここらの悩みを和らげるためのアドバイスをします。苦しい気持ちや落ち込んだ気分が続いているなど、悩みを抱えている方だけでなく、ご家族や周囲の方も相談できます。相談の日時や場所については、相談者の都合に合わせて調整します。なお、相談は無料です。
◆相談時間 10時～16時(土日祝日を除く)
 ※電話での事前予約が必要です。
 ※相談時間は1時間程度で、秘密は厳守します。

☎ すこやか子育て課健康づくり班
 ☎30・0119

大腸がん検診

大腸がん検診を受けましょう

昨年度より検便容器を事前に郵送し、検診会場でご提出いただいています。
 ・検診申込書で「受ける」に○をつけて提出済みの方には、6月中旬に検便容器を郵送します。
 ・「市の大腸がん検診を申し込んでいないが受けたい」方は、5月29日(金)までにすこやか子育て課健康づくり班まで電話でお申し込みください。6月中旬に検便容器を郵送します。
 なお、7月以降に検便容器がお手元でない方は、検診期間中に検便容器をお受け取りください。
◆受取期間 7月1日(金)～10月7日(金)
◆容器受取場所 すこやか子育て課(福祉保健センター内)、各支所

大腸がん検診の流れ

- ①事前に検便容器を受け取る。
- ②「検診のご案内(緑色)」で日程を確認し、検便の提出日を決める。
- ③2日間の便を採り、容器と容器が入っていた袋に、名前と便をとった日付などを記入する。
- ④検便容器と同封の封筒に名前、生年月日、提出日、裏面の問診事項を記入する。
- ⑤検診会場で問診を受け、検便を提出する。

麻しん風しん混合予防接種

第1期 1歳～2歳未満
第2期 保育園・幼稚園の年長児(平成26年4月2日生～平成27年4月1日生まで)
第5期 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まで
 ※第5期の予防接種を受けるには、クーポン券が必要になります。令和元年度にお送りしたクーポン券は今年度も利用できます。クーポン券を紛失した方は再発行しますので、すこやか子育て課までご連絡ください。
 ※風しんの抗体検査を受け、抗体の低い方が予防接種の対象となります。

☎ すこやか子育て課健康づくり班
 ☎30・0119

学校管理下(保育中)のけがはマル福の対象外です

学校管理下(保育中を含む)における負傷または疾病などにかかる医療費は、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となります。そのため、福祉医療費受給者証(マル福受給者証)は利用できません。

☎ 市民課 国保医療班 ☎30・0222

医療用補正具助成

がん治療に伴い医療用補正具(ウィッグまたは乳房補正具)を購入した方へ費用の一部を助成します。

- ◆対象者
 - ・申請日に市内に住所がある方
 - ・がん治療を受けた、または現に受けている方
 - ・がん治療に伴い、脱毛または乳房を切除し、補正具を購入している方
 - ※前年度購入した補正具も対象となります。
- ◆助成内容 ウィッグ(全頭用に限る)、乳房補正具(補正パッドまたは人工乳房)
- ◆上限額 ウィッグ3万円、乳房補正具2万円

※秋田県の助成を受けた方で、市の助成を一度も受けていない方は、ウィッグ1万5千円、乳房補正具1万円を上限とします。

☎ すこやか子育て課健康づくり班
 ☎30・0119

5月の健康教室

どなたでも無料で参加できます。参加希望の方は、市民課国保医療班に電話でお申し込みください。
 無料託児を利用される方は、4日前までに子ども未来センター(☎30・0855)へ直接お申し込みください。
 なお、新型コロナウイルス感染症の影響で、各教室の判断により中止となる場合があります。中止の場合には、申込者に直接連絡します。

- ◆ココから体操教室(華美会)
 - 8日(金) 10時～/大湯温泉保養センター 湯都里/運動ぐつ、水分補給の飲料
- ◆ゆつたりヨガ教室(くびれてみヨーガ)
 - 8日(金) 10時15分～/花輪市民センター(コモッセ内)/ヨガマットまたは大判バスタオル、水分補給の飲料
- ◆ストレッチポール教室(さんさんレディスクラブ)
 - 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

◆ちよ筋ストレッチ教室(ホリデーサークル)
 24日(日) 10時～/福祉プラザ/ヨガマットまたは大判バスタオル、水分補給の飲料

5月の献血車訪問

とき	受付時間	ところ
13日(金)	9時～10時20分	東日本高速道路(株)東北支社 十和田管理事務所
	12時5分～13時5分	(株)柳澤鉄工所
	14時～16時45分	(株)小坂橋建設
14日(金)	9時～11時10分	鹿角市役所
	12時30分～15時30分	

* 400ミリリットル献血にご協力をお願いします。輸血患者の副作用軽減につながります。
 ※新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的に献血協力者数が減少しているため、積極にご協力いただきますようお願いいたします。

春の狂犬病予防注射

生後3か月以上の犬を飼う場合、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が法律により義務づけられています。

日付	時間	地区
5月23日(日)	9時～12時20分	八幡平・尾去沢
5月24日(月)	9時～12時	十和田・花輪

※詳しい時間・場所については、市内巡回日程チラシでご確認ください。チラシは市ホームページに掲載しているほか、各支所に設置しています。

☎ 福祉総務課 総務企画班 ☎30・0233



市ホームページはこちら

浅利ゆみ先生の健康体操教室(スマイル教室)
 26日(金) 13時30分～/福祉保健センター/水分補給の飲料

リズム運動教室(ヘルスデザイン)
 27日(土) 10時～/花輪市民センター(コモッセ内)/運動ぐつ、水分補給の飲料

☎ 市民課 国保医療班 ☎30・0222

手作りマスクを作ってみませんか

新型コロナウイルス感染症の予防には、うがい・手洗い・咳エチケットなどが重要です。手作りマスクの作り方と型紙データを市ホームページに掲載しています。また、動画で手順を確認



動画はこちら

生涯学習課 社会教育班 ☎30・0292

「パンパニモ」出前講座

出前講座では、市民と行政が共に学び、共に考える機会を提供します。

講座メニューや申込用紙は生涯学習課窓口・各市民センター窓口のほか、ホームページでも見ることができます。

※申し込みにあたっては、参加者のマスク着用や手指消毒の準備など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を、申込団体で実施してください。講座の開始は6月以降の予定です。

生涯学習課 社会教育班 ☎30・0292

花づくり講習会を中止

5月23日(日)に予定していた花づくり講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

生涯学習課 社会教育班 ☎30・0292

日本語教室の開講を延期

5月16日(日)に予定していた日本語教室の開講は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため6月以降に延期します。再開の日程は広報などでお知らせします。

生涯学習課 社会教育班 ☎30・0292

先人顕彰館

特別展「鹿角に病院を創った湯瀬勇七と小笠原達」

かづの厚生病院の前々身の花輪病院をつくった湯瀬勇七と、大湯リハビリ温泉病院をつくった小笠原達の二人を紹介します。

期間 9月30日(日)まで

先人顕彰館 ☎35・5250

歴史民俗資料館

明治から昭和にかけての市内の写真(町並みや花輪線、作業風景、祭りなど)を探しています。お借りした写真は企画展などに利用させていただきます。写真は当館で複写してお返しします。

歴史民俗資料館 ☎22・7288

声かけ運動を実施しています

毎月5日は「声かけ運動の日」です。登校中の子どもたちに「おはよう」や「気をつけてね」などの声かけをお願いします。

日時 5月7日(日) 7時15分～8時

生涯学習課 社会教育班 ☎30・0292

病児・病後児保育室

お子さんの具合が悪くても仕事を休めない方へ

病気やけがで通園・通学できないお子さんをお預かりします。お気軽にスタッフまでご相談ください。

利用料 1千円(1日)

※第3子以降無料

対象 市内の小学6年生まで

病児保育室(かづの厚生病院内)

症状にあった個別の保育を行っています。医師からの連絡票(診断書)が必要です。

病後児保育室(花輪さくら保育園内)

回復しているが、与薬など個別の対応が必要で、まだ登園・登校はできない時などにご利用ください。

病児保育室 ☎23・2220

病後児保育室(花輪さくら保育園内) ☎23・3445

子ども未来センター

毎日YOMUYOMUの日

来館した人にもいつでも大型絵本の読み聞かせをします。

子ども未来センター ☎30・0855

乳幼児の健診カレンダー

とき	内容	対象	受付開始
8日(日)	3歳児健診	平成29年1月生(全地区)・2月生(尾)	12時45分
12日(木)	乳児相談(8~10か月児)	令和元年7月生・8月生(全地区)	9時45分
15日(日)	5歳児すくすく健康相談	保育園などから連絡があります	-
20日(木)	3~4か月児健診	令和2年1月生(全地区)	12時45分
21日(金)	1歳6か月児健診	平成30年9月生(全地区)・10月生(花)	-
26日(木)	乳児相談(4~5か月児)	令和元年12月生(全地区)	9時45分

場所 福祉保健センター

※(花)(尾)は、花輪・尾去沢を指します。 ※体調が悪い方は事前にご連絡ください。

☎すこやか子育て課 健康づくり班 ☎30-0265

情報の広場

みんなの情報広場のコーナーです。

原稿の締切日は発行月の前月8日です。

◎FAX、郵送でもお申し込みできます。
政策企画課 FAX 30・1122

水道メーターの交換

市の水道をご利用の住宅には、水道メーターが設置されています。水道メーターは8年ごとの交換が義務付けられており、6月から12月にかけて交換作業を行います。対象者には、事前にお知らせし、後日施工業者がメーター交換に伺います。なお、メーター交換にかかる費用の負担はありません。

☎上下水道課 上下水道班 ☎30・0270

水質検査の結果を公開

検査結果を窓口とホームページで公開しています。水質検査は、飲料水として安全・安心であることを確認する大切な検査です。検査した水が、水質基準に適合し、良質な飲料水であることを確認できます。

☎上下水道課 上下水道班 ☎30・0270

工業統計調査を実施

工業統計調査は、わが国における工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく重要な調査です。調査員による調査票の配布が5月中旬ごろから行われますので、ご協力をお願いします。

調査基準日：6月1日(日)
☎政策企画課 政策推進班 ☎30・0205

事業所掲示用 禁煙ステッカー配布

受動喫煙防止対策に取り組む事業所のポスターと屋内完全禁煙の事業所であることがわかる禁煙ステッカーを、屋内を完全禁煙とする事業所に無料で配布しています。

配布場所：秋田県健康づくり推進課、県地域振興局 福祉環境部
☎秋田県健康づくり推進課 ☎018・860・1429

今月の相談日程

■出張年金相談(鷹巣年金事務所)

毎週水曜日に市役所で行っている年金相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止します。お急ぎの場合は、電話で予約の上、鷹巣年金事務所にご相談ください。

☎鷹巣年金事務所 お客様相談室 ☎0186-62-1490

■無料総合相談(人権擁護委員・行政相談委員)

無料総合相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止します。

☎市民共働課 共働推進班 ☎30-0202

■無料土地・家屋相談(土地家屋調査士)

相談日：5月19日(日) / 相談場所：交流センター / 受付時間：13時30分～15時30分 *前日までに予約が必要です。

☎消費生活センター ☎30-0258

■無料弁護士相談(秋田弁護士会)

①相談日：5月14日(日) / 相談場所：交流センター / 開設時間：13時30分～16時 / 担当：熊谷 克史弁護士

②相談日：5月28日(日) / 相談場所：交流センター / 開設時間：13時30分～16時 / 担当：緑川 正樹弁護士 *どちらも前日までに予約が必要です。

☎消費生活センター ☎30-0258

植樹祭の延期

令和2年度鹿角市植樹祭は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期します。開催日時は、決定次第お知らせします。

☎農林課 農地林務班 ☎30・0246

花輪の町踊り講習会中止

花輪の町踊り講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

☎花輪市民センター ☎23・3351

コンビニ交付の一時停止

マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービス(本籍地利用登録申請を含む)を一時停止します。

停止日：5月2日(日)～6日(木)
☎市民課 戸籍年金班 ☎30・0221

銃砲刀剣類登録審査会

審査日：5月8日(日)、7月10日(日)、9月10日(日)、11月10日(日)、令和3年1月8日(日)、3月10日(日)
時間：9時～12時
場所：秋田県庁第二庁舎 4階 高機能会議室

手数料：(刀剣一振りにつき)登録申請手数料6300円、再交付申請手数料3500円

※手数料は証紙で受け付けています。会場では販売していませんので、あらかじめ購入のうえご持参ください。

登録対象：伝統的な製作方法によつて鍛錬し、焼入れを施した日本刀

※外国製刀剣や指揮刀、儀礼刀など模造刀身は対象外

☎秋田県生涯学習課文化財保護室 ☎018・860・5192

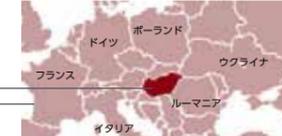
警察官募集

試験区分：警察官A、女性警察官A、警察事務
受付期間：受験資格：警察官A、女性警察官A
5月12日(日)～6月5日(日)
・昭和60年4月2日以降に生まれた方で、大学を卒業または卒業見込みの方

警察事務(大学卒業程度)
5月12日(日)～5月29日(日)
・昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方(学歴制限なし)

・平成11年4月2日以降に生まれた方で、大学を卒業もしくは卒業見込みの方

☎鹿角警察署 ☎23・3321



HAJRÁKANUNO!

国際交流員ダンコー・アンドレアさんの「ハイラー」はハンガリー語で「頑張れ」の意味

今年の春

世の中が今、大きな混乱を迎えています。まるで映画のようです。しかし、事実です。毎日のニュースを聞いてあまり使いたくない言葉を覚えてしまいました。例えば、自粛、不要不急の行き来、感染拡大などです。まだこのような状況になったことを信じられずにいます。旅行が大好きな私にとっては、国境が閉鎖され、飛行機まで飛んでいないことはショックです。早く収まるといいのですが、終わったら元に戻るのでしょうか。

でも、好きな人と一緒なら大丈夫です。行けるところが限られても楽しめることがいっぱいあります。春は情勢に関係なく今年も止まらずにやってきます。ふきのとうやクロッカス、水仙、チューリップなど、花が咲くのを待つのは楽しみです。

ショウヤカタクリ、桜などのために200キロの旅をすることも気になりませんが、桜山公園と松館の近くにある展望台にもぜひ行きたいと思います。

春というよりはやはりイースターです。イースターエッグは子どもたちから毎年作っています。去年は鹿角で作製会を開催し、参加者の皆さんと一緒にたくさん作りました。今年は他のイベントと同様に、イースターエッグ作製会も中止になりとても残念です。しばらく寂しい時期が続くかもしれないですが、去年のイベントを思い出しながら、将来の交流イベントを心待ちにしています。



フェイスブック公開中。「鹿角CIRダンコー・アンドレア」で検索してください。

桃枝自治会の取り組み

今回は、八幡平「桃枝自治会」における集落支援員活動事業と市の補助制度を活用した取り組みをご紹介します。

取組内容

桃枝自治会では、古くから生活用水として利用してきた天然水を活かし、地域内の交流を図るため、自治会館の敷地内に水飲み場を整備しました。

自治会員の協力のもと設置作業を行ったところ、交流の機会も次第に増えています。

地域住民の絆が深まるとともに、地域資源の再発見や活用が、地域コミュニティの活力につながっています。

桃枝自治会長 藤原武博さん

地元住民以外にも「茶釜の滝」や「夜明島溪谷」などを目指す人をはじめ、誰でも利用できますので、近くを通る際は、ぜひここで水分補給をし、鋭気を養ってください。



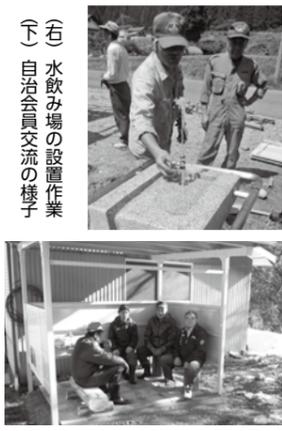
市民共動課 共動推進班
☎ 30-0202

集落支援員活動事業

集落支援員は、自治会の現状を把握するための「状況調査」を行い、調査結果を基に自治会の現状や課題、将来の自治会像などについての「話し合い」と「活性化活動」への取り組みを支援します。

小規模な自治会（50世帯未満）を中心に支援しています。

活用を検討される自治会は、お気軽にお問い合わせください。



(右) 水飲み場の設置作業
(下) 自治会員交流の様子

もしかして認知症？

日常生活に次のような変化はありませんか。また、「年をとったから仕方ない」とあきらめていませんか。

- ・銀行や病院などで名前を呼ばれても気づかない
- ・聞き返す、聞き間違えることが増えた
- ・新聞もテレビも見なくなった

ご家族の皆さんへ
上記の症状が見られたら耳や目の治療を勧めましょう。それでも改善されないときは、認知症の検査が必要になるかもしれません。受診の際はご家族が同席して、家での様子を伝えましょう。

ご本人は加齢とともに変化する自分に不安を感じています。心の支えになってあげてください。

聞き間違いや聞き返しをくり返すうちに会話が面倒になったり、目が見えにくく危ないからと、外出しなくなることがあります。その結果、コミュニケーションが減り、認知症になる可能性が高まります。

認知症の発症は、適切な治療（補聴器装着・調整や白内障治療など）をすることで回避できる場合があります。

認知症にならないように、今できることをしましょう。

- 認知症に関する相談窓口
- 八幡平地域包括支援センター
☎ 22・4012
 - 十和田地域包括支援センター
☎ 25・8264
 - 大湯地域包括支援センター
☎ 37・2088
 - 花輪・尾去沢地域包括支援センター
☎ 22・0502

認知症簡易チェックサイトをご活用ください。

あんしん長寿課 介護予防班 ☎ 30-0103

世界遺産

大湯環状列石



縄文に学び、触れる

大湯ストーンサークル館では、遺跡や施設を見せるだけでなく、「縄文の生活文化や自然に根ざした教育プログラムを広く実施し、特色をもった体験学習を行える場としていく」ことを目的に体験学習を行っています。

糸で作ったり、大湯環状列石周辺の木々から採れた木の実やツルを使ってリースを作ったりするなど、縄文時代の技術と現代的要素を組み合わせながら、大湯環状列石や縄文時代の魅力に触れていただける機会を提供しています。

体験学習では、土器づくりや勾玉づくりのほか、昨年新メニューとして追加した「組石マグネット」づくりを行うことができます。いずれも縄文文化にちなんだもので、これまでの研究からその製作技術の高さが明らかになっています。これらの技術を学びながら、自分なりの工夫を加えて体験する内容となっています。

また、一昨年から開催している「体験学習JOMOラボ」では、土器に縄目の文様をつける時に使用する「縄文原体」をカラフルな



体験学習 JOMO ラボの様子

ストーンサークル館 ☎ 37-3822

世界遺産登録に向けて

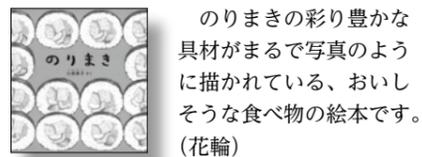
5月の行事予定

日 Sunday	月 Monday	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
					1	2
<p>テレフォン病院 24 をご利用ください。 医師・看護師などが、健康や介護に関する相談をお聞きします。 ☎ 0120-959-783</p>						
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9
大里医院 ☎ 22-1251	本田医院 ☎ 35-3002	大湯リハビリ病院 ☎ 37-3511	小坂町診療所 ☎ 29-5500	なかのクリニック ☎ 22-7335	いけがみクリニック ☎ 30-0111	笹村整形外科 ☎ 30-0035
10	11	12	13	14	15	16
				■無料弁護士相談		
かづの厚生病院 ☎ 23-2111	鹿角中央病院 ☎ 23-4131	大湯リハビリ病院 ☎ 37-3511	なかのクリニック ☎ 22-7335	大里医院 ☎ 22-1251	長橋医院 ☎ 23-7612	本田医院 ☎ 35-3002
17	18	19	20	21	22	23
		■無料土地・家屋相談				
笹村整形外科 ☎ 30-0035	福永医院 ☎ 35-3117	小坂町診療所 ☎ 29-5500	なかのクリニック ☎ 22-7335	大湯リハビリ病院 ☎ 37-3511	本田医院 ☎ 35-3002	鹿角中央病院 ☎ 23-4131
24	25	26	27	28	29	30
				■無料弁護士相談		
かづの厚生病院 ☎ 23-2111						
31						
大里医院 ☎ 22-1251	長橋医院 ☎ 23-7612	笹村整形外科 ☎ 30-0035	福永医院 ☎ 35-3117	小坂町診療所 ☎ 29-5500	三ヶ田医院 ☎ 31-1231	いけがみクリニック ☎ 30-0111

※かづの厚生病院の入り口は「救急入口」になります。
 カレンジア下部「在宅当番医」の診察時間：月曜から金曜は17時～20時、土曜は14時から17時、日曜祝日は8時30分～17時

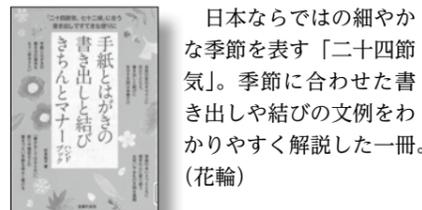
おうちで読書 今月の新刊。

のりまき
 小西 英子 さく (福音館書店)



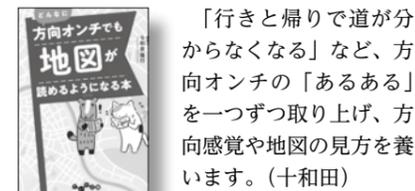
のりまきの彩り豊かな
 具材がまるで写真のよう
 に描かれている、おいし
 そうな食べ物の絵本です。
 (花輪)

**手紙とはがきの書き出しと結び
 きちんとマナーハンドブック**
 杉本 祐子 著 (主婦の友社)



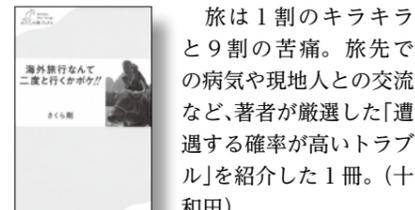
日本ならではの細やかな
 季節を表す「二十四節
 気」。季節に合わせた書
 き出しや結びの文例をわ
 かりやすく解説した一冊。
 (花輪)

**どんなに方向オンチでも地図が読めるよ
 うになる本**
 今和泉 隆行 著 (大和書房)



「行きと帰りで道が分
 からなくなる」など、方
 向オンチの「あるある」
 を一つずつ取り上げ、方
 向感覚や地図の見方を養
 います。(十和田)

海外旅行なんて二度と行くかボケ!!
 さくら 剛 著 (産業編集センター)



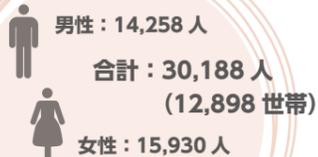
旅は1割のキラキラ
 と9割の苦痛。旅先で
 の病気や現地人との交流
 など、著者が厳選した「遭
 遇する確率が高いトラブ
 ル」を紹介した1冊。(十
 和田)

花輪図書館 (コモッセ内) ☎ 23-4471
 十和田図書館 ☎ 35-3239

黄色い「かづの号」が走る
 <今月の移動図書館巡回日>

- 大湯②コース
 5月1日金・15日金・29日金
- 尾去沢コース
 5月8日金・22日金
- 毛馬内コース
 5月12日金・26日金
- 大湯①コース
 5月14日金・28日金
- 八幡平コース
 5月19日金
- 花輪コース
 5月21日金

人口と世帯 (令和2年3月末現在)



住民主体型介護予防 みんなで広めよう シルバーリハビリ体操

・今月のシルリハ教室は中止します。
 ・シルバーリハビリ体操指導士の3級養成講習会を6月23日(日)から6回コースで開始します。詳しくは回覧板をご覧ください。なお、秋コースもあります。

道具を使わず、いつでも、どこでも、ひとりでもできる介護予防体操・シルバーリハビリ体操を紹介します。

ココがポイント

・腕の力で脚を引き上げるのではなく、組んだ手から太ももを離すように引き上げると効果的です。



腸腰筋

脚の付け根の奥にある筋肉で、脚を持ち上げたり、姿勢を保持したりするための重要な筋肉です。

- **手順**
 両膝を立てて座り、太ももの下で手(指)を組みます。
 太ももを胸に近づけるように、片方の脚を引き上げ下ろします。反対の脚も同様に行います。
 ● これを数回繰り返します。

モデル：浅石 智恵子さん
 (シルバーリハビリ体操2級指導士)

腸腰筋の強化、バランス力の強化
脚抱えもも上げ



あんしん長寿課
 介護予防班
 ☎ 30-0103

ECO & LIFE

市民共働課 環境生活班 ☎ 30-0224

ECO

古着・古布・古紙の無料回収
 不用になった古着などを提供して、ごみの減量につなげませんか

ごみの減量化や資源の再利用を推進するため、ご家庭で不用になった古着・古布・古紙の回収を行います。
 回収した古着・古布・古紙は中古衣料として再利用されるほか、工業用ぞうきん(ウエス)や再生紙としてリサイクルされます。

◆日時 5月30日(日) 8時～10時
 ◆回収場所 市役所正面玄関前
 ◆回収対象
 ※昨年度までと回収品目が変わっていますので、ご注意ください。
古着・古布 すべて洗濯済みのものに限り、しみや小さな傷があっても回収します。
 衣料品：洋服、着物、帯、スーツ、セーターなど
 古布：タオル、タオルケット、シーツなど
古紙 段ボール、新聞紙、雑誌、牛乳パックなど
雑がみ 紙箱、紙袋など

◆回収対象外
古着・古布 ペットに使用したもの、濡れているもの、布の切れ端やニットくず、布団や座布団などの「わた」や「羽毛」が入ったもの、枕、布おむつ、下着、カーペット、毛布、電気毛布、カーテンなど
古紙 カーボン紙、感熱紙、レシート、圧着はがきなど

◆回収時の注意事項
古着・古布
 ・透明か半透明のビニール袋にまとめて入れてください。
 ・出す前に洗濯をお願いします。
 ・ボタンや金具は取り外さないでください。
 ・クリーニングのビニール袋、ハンガーは外してください。
 ・古着・古布類以外のもの(くつ・かばんなど)は回収できません。
古紙
 ・段ボール、新聞紙、雑誌類は紙ひもで束ねてください。
雑がみ
 ・袋などにまとめてください。

鹿角市の補助金・補助制度

市民の皆さんに活用していただくことのできる補助金・補助制度等について紹介します。
詳しい内容や申請方法などについては、担当までお問い合わせください。

※令和2年4月1日時点での制度内容です。

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
危険老朽空き家除却費補助金	市の実態調査により倒壊する危険度・緊急度が高いと判断された空き家に対し、解体費用の一部を補助。市税等の滞納、抵当権設定の無い方で、建て替えや土地の譲渡を目的としないこと。また、世帯の生計維持者の前年所得金額が460万円を超えない方が対象	解体撤去業者による解体および撤去費用の1/2、上限50万円。なお、市県民税所得割が課税されていない世帯は上限70万円。	個人

☎ 市民共働課 環境生活班（空き家相談窓口） ☎ 30-0219

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
交通弱者対策補助金	70歳以上、または運転免許証を返納した方に対し、路線バス回数券および高齢者向け定期券購入費用の一部を補助	回数券および高齢者向け定期券購入額の1/5	個人
地域乗合交通運行費補助金	公共交通が不便な地域において、地域が主体となって自ら必要な交通手段を確保する地域乗合交通に対し、運行経費の一部を補助	補助額：運行経費から運賃収入額を差し引いた額 上限額：運賃収入額または①か②のどちらか低い額 ①単独自治会の住民のみを対象とする路線：30万円 ②複数の自治会区域を運行し、経由する自治会住民が利用可能な路線：50万円	自治会等

☎ 市民共働課 環境生活班 ☎ 30-0224

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
自治会館建設事業費補助金	自治会が実施する自治会館の新築、改築、増築および改修にかかる費用の一部を補助。30万円以上の工事が対象 ＜新築・改築＞ ①新築、改築後25年を経過しているもの ②増築、改修後10年を経過しているもの ＜増築＞ 新築、改築、増築、改修後10年を経過しているもの ＜改修＞ 新築、改築、増築、改修後の経過年数により助成内容が異なる	＜新築・改築・増築＞ 自治会世帯数等により算定基準と限度額あり（補助率3/10以下） ＜改修＞ ①対象事業費の1/2以内、上限100万円。前回補助金利用後10年を経過しなければ新たに交付を受けられない ②対象事業費の1/2以内、上限50万円。前回補助金利用後5年を経過しなければ新たに交付を受けられない（前回利用補助金額が50万円以上の場合、利用後10年を経過しなければ対象外） ※①か②のどちらかを選択 ※実施予定年度の前年9月までに申請が必要	自治会
自治会元気づくり応援補助金	自治会が地域で行う元気づくり事業（福祉、環境整備、文化、交流）の一部を補助。過去に補助金の交付を受けた自治会は、交付を受けた年度を含めて3年経過するまで交付を受けられない	＜31世帯以上の自治会＞ 対象事業費の1/2以内、上限10万円 ＜30世帯以下の自治会＞ 対象事業費の3/4以内、上限15万円	自治会
自治会コミュニティ再生活事業費補助金	世帯数がおおむね30世帯以下の自治会を対象とし、自治会が抱える課題解決や自治会の活性化に向けた活動の計画策定事業費と活動事業費を補助	＜計画策定＞ 対象事業費の10/10、上限10万円 最大2年間利用可能（1年ごとに10万円限度） ＜活動事業＞ 対象事業費の10/10、上限50万円 最長3年間事業継続可能（ただし2年以上継続の場合でも補助金額は上限50万円。2つ以上の自治会が連携して活動する場合は上限100万円）	自治会
コミュニティ推進事業費補助金	＜一般コミュニティ助成事業＞ コミュニティ活動に必要な備品等の購入費用を補助 ＜コミュニティセンター助成事業＞ 自治会館等の建築または大規模改修に要する費用を補助	＜一般コミュニティ助成事業＞ 対象事業費の10/10、100万円～250万円以内で補助 ＜コミュニティセンター助成事業＞ 対象事業費の3/5以内、上限1,500万円 ※10万円単位での補助となり、10万円未満は切り捨て（自治会負担）となる ※実施予定年度の前年9月までに申請が必要 ※補助対象団体は（一財）自治総合センターが決定	自治会およびコミュニティ組織等

☎ 市民共働課 共働推進班 ☎ 30-0202

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
自主防災組織育成事業補助金	地域住民による自主的な防災組織の育成および防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業経費の一部を助成（すべて1団体1回に限る）	①自主防災計画策定事業 自主防災組織を新たに結成する自治会等に対し、自主防災計画策定費用を交付 補助率：2/3、上限2万円	自治会等
		②自主防災活動事業 自主防災計画に基づく事業費用を交付 補助率：2/3、上限5万円	自主防災組織
		③自主防災用資機材等整備事業 災害の被害防止活動および軽減活動に直接資する資機材等の整備費用を交付 補助率：10/10、上限75万円	前年度以前に結成された自主防災組織
		④自主防災組織育成事業 災害の被害防止活動および軽減活動に直接資する資機材等の拡充費用を交付 補助率：10/10、上限25万円	結成後10年を経過した自主防災組織

☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
特定健康診査および人間ドックの受診に係る助成	国保の被保険者で、40歳～74歳の方が、市で契約した医療機関で受診した場合	・特定健康診査：全額助成により自己負担なし ・人間ドック基本型：自己負担1万4千円	個人
特定保健指導	国保の被保険者で、特定健康診査または人間ドックを受診した方に、動機付け支援・積極的支援を実施	全額助成により自己負担なし	個人
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療保険の被保険者で、要介護度4・5以外の方が、市で契約した医療機関で受診した場合	全額助成により自己負担なし	個人
出産育児一時金の支給	国保の被保険者が出産した時に支給	42万円（産科医療保障制度に加入していない医療機関などで出産した場合は40万4千円）	個人
葬祭費の支給	国保の被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に支給	5万円	個人
高額療養費の支給	国保の被保険者で1カ月に支払った医療費が基準を超えた場合に、超えた額を申請によって支給。国保世帯の所得や住民税の課税状況によって基準が異なる	限度額を超えた額を支給	個人（世帯）
療養費の支給	旅先などで保険証を持たずに診療を受けた／手術の輸血に用いた生血代（医師が必要と認めた場合）／医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代／医師が必要と認めたはり・きゅう・マッサージなどの施術／海外渡航中に診療を受けたときなど	一度全額負担した費用について、申請により保険給付分を払い戻し	個人
福祉医療費給付事業	乳幼児・小中学生・高校生世代・ひとり親家庭の児童・高齢身体障がい者・重度心身障がい者の医療費にかかる自己負担を福祉医療費として助成	全額助成により自己負担なし ※1歳～高校生世代で、父母のどちらかが住民税課税の場合は一部自己負担あり	個人
はり、きゅう、マッサージ施術扶助事業	65歳以上の方に健康保持・増進のため、指定施術所の施術助成券を交付	1回1千円の助成券を年度あたり4枚交付	個人

☎ 市民課 国保医療班 ☎ 30-0222

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
妊産婦等健康診査	妊産婦が妊産婦等健康診査（1カ月児健康診査、母乳育児相談を含む）を受診した場合に、その受診費用の一部を助成	健診料の全部または一部を助成する受診券を23枚交付。多胎妊娠の場合は6枚追加交付	個人
妊婦歯科健康診査	妊婦が妊婦歯科健康診査を受診した場合に、その受診費用を助成	健診料4千円までを助成する受診券を交付	個人
妊婦等交通宿泊費助成	妊娠34週以降の妊婦健康診査、産後1カ月健康診査、生後1カ月児健康診査の受診や分娩の際の交通費と出産準備のため宿泊施設へ宿泊した際の宿泊費	交通費：1回の受診につき1,200円を補助 宿泊費：1泊につき5千円を補助（出産日3日前まで）	個人
新生児聴覚検査	新生児が聴覚検査を受検した場合に、その受検費用を助成	1人につき8,040円までを助成する受検票を交付	個人
12カ月児健康診査	1歳～1歳6カ月未満の小児が健康診査を受診した場合に、その受診費用を助成	健診料を全額助成する受診券を交付	個人
2歳児歯科健康診査	2歳～2歳6カ月未満の小児が歯科健診を受診した場合に、その受診費用を助成	健診料を全額助成する受診券を交付	個人
2歳児フッ化物塗布	2歳～3歳未満の小児がフッ化物塗布を受診した場合に、その受診費用を助成	1人につき無料クーポン券を2枚交付	個人
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、医師が入院療育を必要と認めた1歳未満の未熟児	保護者の所得や乳児の入院日数によって算定された額を支給	個人
特定不妊治療助成	体外受精または顕微授精を行う下記の4項目すべてを満たしている方 ①秋田県特定不妊治療費助成事業に基づく助成金の交付決定を受けていること ②法律上の婚姻夫婦で、特定不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること ③申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に1年以上住所を有していること ④夫婦の前年所得の合計額が730万円未満であること	特定不妊治療に直接要した治療費の総額から秋田県の助成額を控除した額のうち、治療1回あたり10万円を限度に助成	個人
一般不妊治療助成	不妊検査（超音波検査、ホルモン検査、子宮卵管造影検査、精液検査、その他医師が必要と認めた不妊検査）、特定不妊治療を除く不妊治療、人工授精を行う下記の5項目すべてを満たしている方 ①医療保険に加入していること ②法律上の婚姻夫婦で、不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること ③申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に1年以上住所を有していること ④夫婦の前年所得の合計額が730万円未満であること ⑤夫、妻ともに市税を滞納していないこと	一般不妊治療に要した費用（治療・検査は自己負担額、人工授精は治療費全額）のうち、同一年度で5万円を限度に助成 ※一般不妊治療を開始した日から5年を超えた場合は対象外	個人
不育症治療助成	医療機関において不育症と診断され、治療の必要が認められた方で、下記の4項目すべてを満たしている方を対象 ①医療保険に加入していること ②法律上の婚姻夫婦で、医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められたもの ③申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に1年以上住所を有していること ④夫、妻ともに市税を滞納していないこと	治療期間毎に治療に要した費用の全額とし、同一年度30万円を限度に助成 ※不育症治療を開始した日から5年を超えた場合は対象外	個人

☎ すこやか子育て課 健康づくり班（子育て世代包括支援窓口） ☎ 30-0265

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
高齢者等住宅除排雪支援事業補助金	70歳以上の高齢者のみの世帯、身体障がい1・2級のみの方の世帯が居住する家屋（持ち家に限る）の屋根の雪下ろし、除排雪作業を業者委託した費用の一部を補助	業者に支払った費用の1/2 非課税世帯2万円、課税世帯1万円を上限とし、2回まで	個人
高齢者福祉タクシー券事業	80歳以上の方で65歳以上の方のみの世帯の方（身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の方を含む）※福祉タクシー券の交付を受けている方、本人や同居している家族が自動車を使用している方、介護保険施設等に入所中の方は対象外	1枚につき500円の利用券を1月あたり2枚交付	個人
家族介護用品支給事業	要介護度4または5に認定された高齢者を自宅で介護している家族で、市民税非課税で介護保険料の滞納がない世帯に対し、介護用品代の一部としてクーポン券を支給	介護用品8千円分のクーポン券を毎月支給 ※令和2年度で終了予定	個人
軽度生活援助サービス	65歳以上の高齢者のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な場合、家周りの手入れ、除雪、家屋内の整理・整頓、代筆、朗読、軽微な修繕についてシルバー人材センター（除雪は自治会を含む）へ委託	利用者負担が下記になるよう助成 草取、窓掃除、代筆、朗読：310円 家具等の移動、衣類等の整理：340円 除雪：370円 大工作業：550円 ふすまの張り替え：590円 障子の張り替え：290円	個人
見守り電話導入助成事業	65歳以上の高齢者のみの世帯（身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の方を含む）、または過去に緊急通報システムを利用していた方が、市が指定する見守り電話を購入する際に購入費用の一部を助成	①申請日から1年前までの間に、緊急通報システムを利用したことがある方2万円 ②上記以外の方1万5千円	個人

☎ あんしん長寿課 高齢者支援班 ☎ 30-0234

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
地域生き生きサロン推進事業費補助金	高齢者のふれあいの居場所を開設し、週1回以上の活動に対し、初期開設費用の一部と運営費、賃借料を補助。	・サロンに使用する建物の整備費用（上限30万円） ・初年度立ち上げにかかる費用（上限10万円） ・開設1回あたりの運営費1,200円 ・賃借料（年10万円までの固定資産税相当分または月1万円までの家賃相当分）	個人・団体（自治会等）
認知症カフェ運営補助金	認知症カフェを自主的に運営する団体に対して、事業に必要な経費を補助（申請後プレゼンテーションによる審査あり）	補助率：10/10、上限20万円	法人および団体

☎ あんしん長寿課 介護予防班 ☎ 30-0103

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育しているひとり親または養育者（所得制限あり）	所得額に応じて10,180円～43,160円（児童が1人の場合）。2人目5,100円～10,190円の加算。3人目以降3,060円～6,110円の加算	個人
児童手当	中学校修了前までの児童を養育している方に支給	3歳未満1万5千円、3歳以上1万円（第3子以降1万5千円）、中学生1万円。※所得制限を超える場合は一律5千円（特例給付対象者）	個人
結婚・子育て支援特別資金返済支援事業	結婚を予定している未婚者で、市が提携する金融機関から結婚・子育て支援ローンを借入した場合、利子補給補助金と返済支援補助金を支給。融資借入時の年齢が35歳未満であること、融資を受ける方および同居の世帯員が市税、保育料の滞納がないことが要件	<利子補給補助金> 毎年12月31日時点の返済残高に2.0%と同時点の借入利率を比較し低い方の当該利率相当分を乗じて得た額を補助 <返済支援補助金> ローンの償還期間中に子どもが生まれた場合、1人あたり30万円を補助。返済未済額が30万円未満の場合は、返済未済残高相当額を補助。なお、当該補助金は一部繰上償還に充当	個人
すこやか子育て支援事業	保育園、認定こども園、私立幼稚園、認可外保育施設の保育料および副食費を助成	第1子・第2子は父母等の税額により1/4から全額助成、第3子以降は父母等の税額に関わらず全額助成	個人

☎ すこやか子育て課 こども家庭応援班 ☎ 30-0235

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
人工透析通院交通費助成事業	じん臓機能障がいにより身体障害者手帳を持ち、人工透析治療のため通院している方に交通費の一部を助成（所得税額が10万円以上の方、生活保護受給者、福祉タクシー利用券の交付を受けている方は除く）	通院距離（往復）により次の範囲で助成 ・5*以上15*未満 月額1,500円 ・15*以上25*未満 月額2千円 ・25*以上35*未満 月額3千円 ・35*以上45*未満 月額4千円 ・45*以上 月額5千円	個人
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳（肢体不自由4級以上、聴覚障害）、療育手帳を持ち、就労等に併い自動車運転免許を取得する場合、自動車学校の操作訓練に要した費用の一部を助成	上限10万円（所得制限あり）	個人
自動車改造費助成事業	身体障害者手帳3級以上（肢体不自由）を持ち、就労等に併い自動車を運転する場合、自らが車を所有し運転する自動車の駆動装置等の改造に要する費用の一部を助成	上限10万円（所得制限あり）	個人
補装具費支給事業	身体障がい者の身体の損なわれた機能を補うための補装具（義肢、装具や車いすなど）を購入または修理する場合に費用を支給	所定の基準額の9/10（軽減措置対象者は10/10）	個人
日常生活用具給付事業	身体障がい児・者の日常生活上の困難を改善し、自立支援を促進するための日常生活用具（ストマ用具、電気式たん吸引器など）を給付	所定の基準額の9/10（軽減措置対象者は10/10）	個人
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し補聴器購入費用の一部を助成	上限額：所定の基準額の2/3	個人
自立支援医療（更生医療）	18歳以上の身体障害者手帳を持つ方が指定の医療機関で対象となる医療（心臓や人工関節の手術、人工透析治療など）を受ける場合が対象		
自立支援医療（育成医療）	18歳未満の方が指定の医療機関で対象となる医療（手術等により将来確実な治療効果が期待されるもの）を受ける場合が対象	自己負担額が1/10（原則）となるよう助成（所得により月額負担上限額を設定）	個人
自立支援医療（精神通院）	精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給		
障害者訪問入浴サービス事業	居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供（介護保険被保険者は介護保険でのサービスが優先）	自己負担額が1/10（原則）となるよう助成	個人
障害者移動支援事業	外での移動に困難がある、障害者手帳の交付を受けている障がい児・者（障がいの種類は問わない）に対する外出のための支援	自己負担額が1/10（原則）となるよう助成	個人
障害者地域活動支援センター事業	地域生活支援の一環として、障がい児・者やその他市長が支援が必要と認めた者に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供	自己負担額が1/10（原則）となるよう助成	個人
特別児童扶養手当	身体または精神に重度・中度程度の障がいがあり、日常生活において、常時特別介護を必要とする20歳未満の児童を養育監護している父母または養育者	1級（重度）月額52,500円 2級（中度）月額34,970円（所得制限あり）	個人
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の児童本人に支給	月額14,880円	個人
特別障害者手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者本人に支給	月額27,350円	個人
福祉タクシー利用券交付事業	身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級または2級の手帳を持つ、在宅の方にタクシー利用券を交付（自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は除く）	1枚につき500円の利用券を1月あたり2枚交付 じん臓機能障がいのある方は1月あたり4枚交付	個人

☎ 福祉総務課 地域福祉班 ☎ 30-0238

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
胃がん検診	40歳以上を対象に問診、胃部レントゲン（バリウム）検査を集団検診で実施	自己負担額が1,500円（51歳～60歳は無料）となるよう助成	個人
肺がん等検診	40歳以上を対象に問診、胸部レントゲン検査を集団検診で実施。喀痰検査は問診により選定	自己負担額が500円（51歳～60歳は無料）となるよう助成	個人
大腸がん検診	40歳以上を対象に問診、便潜血検査2日法（検便）を集団検診で実施	自己負担額が800円（51歳～60歳は無料）となるよう助成	個人
子宮がん検診	20歳以上の女性に視診、子宮頸部細胞診、内診、経膈超音波検査を医療機関で実施	自己負担額が2千円（21歳は無料。クーポン券配布）となるよう助成	個人
乳がん検診	40歳以上の女性に、マンモグラフィ検査を実施。医療機関、集団検診から選択。※マンモグラフィは40歳代が2方向、50歳以上は1方向	自己負担額が40歳～49歳は2千円、50歳以上は1,400円（41歳は無料。クーポン券配布）となるよう助成	個人
前立腺がん検診	50歳以上の男性に、腫瘍マーカー（PSA検査）を集団検診で実施	自己負担額が700円となるよう助成	個人
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に一度も受診したことがない方に血液検査によるHCV抗体およびHBs検査抗原検査を集団検診で実施。 ※医療機関での個別検診は他制度で補助	自己負担額が800円（40歳は無料）となるよう助成	個人
骨粗しょう症検診	40、45、50、55、60、65、70歳の女性に、手首のレントゲン検査を集団検診で実施	自己負担額が1千円となるよう助成	個人
歯周病検診	40、50、60、70歳の方に、口腔内診査を医療機関検診で実施	自己負担額が1,200円となるよう助成	個人
定期予防接種	各予防接種の対象年齢内の方が、県内の指定医療機関で受ける定期予防接種の費用を助成	全額助成により自己負担なし（県外で受けた場合は一部助成）	個人
小児インフルエンザ予防接種費用助成	接種日において、生後6カ月から13歳未満の小児が指定医療機関で接種するインフルエンザ予防接種費用の一部を助成	1回につき1,500円を助成（最大2回） ※接種費用は各医療機関で異なり、接種費用から1,500円引いた金額を窓口で支払う必要があります	個人
高齢者インフルエンザ予防接種	指定医療機関で接種するインフルエンザ予防接種費用の一部を助成。①65歳以上の方②60歳から64歳で心臓・腎臓・呼吸器の障がい有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の障がい有する方（身体障害者手帳1級）を対象	1,500円を助成 ※接種費用は各医療機関で異なり、接種費用から1,500円引いた金額を窓口で支払う必要があります	個人
医療用補正具購入費助成金	がん治療に伴い、医療用補正具（ウィッグまたは乳房補正具）を購入した費用の全部または一部を助成。なお、ウィッグは全頭用のもの、乳房補正具は補正パットまたは人工乳房、およびそれらに付随する固定用下着	秋田県の助成額に上乗せし、ウィッグは上限3万円の補助、乳房補正具は上限2万円の補助。交付回数は助成対象者1人につき、それぞれ1回まで助成	個人
風しん予防接種助成	①過去に受けた風しん抗体検査において、抗体価が低いと判定された妊娠を希望する女性（妊婦は除く） ②秋田県風しん抗体検査事業において、抗体価が低いと判定された方	1人1回のみ接種料金のうち5千円の補助	個人
高齢者肺炎球菌予防接種	指定医療機関で接種する高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成 ①過去にワクチンを受けたことがない方 ②65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方。 ③60歳～64歳の方で心臓・腎臓・呼吸器の障がい有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の障がい有する方（身体障害者手帳1級）	3千円を助成 ※接種費用は各医療機関で異なり、接種費用から3千円引いた金額を窓口で支払う必要があります	個人
30代健診	30歳～39歳で、健診の機会がない方に集団健診で実施	自己負担額が1千円となるよう助成（特定健康診査と同じ検査内容）	個人
脳ドック助成	対象者：40歳～74歳の方（現在加入の健康保険で脳ドックの助成が受けられる方は除く）で、過去3年間において検査の助成金の交付を受けていない方	健診料金の2/3相当で、3万円を限度に助成（当該年度から3年間は助成対象外） ①市内医療機関（募集人数に限りがあります） ※窓口での支払い健診料金は助成金額を差し引いた金額（かづの厚生病院と鹿角中央病院） ②市外の医療機関 健診料金の全額を支払い後、申請により助成金を支給（受診の前に申請必要）	個人

☎ すこやか子育て課 健康づくり班 ☎ 30-0119

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
新規狩猟免許取得者確保対策事業費補助金	市内在住の20歳以上の方で、新たに第一種銃猟免許およびわな猟免許等を取得する方に対し、取得費用の一部を補助。免許取得後、鹿角市猟友会に入会することが条件	補助対象経費：免許等申請手数料・講習受講料・申請および講習にかかる交通費等 補助率 ①第一種銃猟免許：補助対象経費から5万円を控除した額 ②わな猟免許：補助対象経費以内	個人
農業用施設維持管理支援事業	集落等に対し、良好な農村環境の形成や農業生産の向上を図るため、補修用資材を支給。多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金事業実施地区は除く	1団体につき上限10万円相当（碎石、土のう、通水パイプ等）	集落等
多面的機能支払交付金	農業者等が中心となり、農地や農業用水路等の維持管理、植栽による景観形成等といった良好な農村環境の保全に関する取り組みに対し支援。活動組織の設立、事業計画の認定が必要	・農地維持支払交付金（草刈・敷砂利等） 10aあたり水田3千円、畑2千円 ・資源向上支払交付金（施設の軽微な補修等） 10aあたり水田2,400円、畑1,440円	集落等
森林環境保全直接支援事業費補助金	国・県の補助金を利用して搬出間伐や皆伐後の新植を行う方に、市が上乘せ補助。作業を請け負った業者が林の所有者に代わって申請等を行う	国・県の補助率に市が7/100をかさ上げ補助	作業請負業者

園 農林課 農地林務班 ☎ 30-0246

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
新規ブランド産品育成支援事業	本市ならではの新たなブランド品の構築を目指し、農産物の栽培に伴う初期設備導入および実証販売、先進地視察研修費用等を支援。啓翁桜および無核大粒種ブドウの生産団体が対象	補助率 ①苗木・種子代の1/2 ②実証販売にかかる費用の1/2 ③技術普及にかかる費用（視察、講師招聘）の1/2	個人・団体等
シンテッポウユリ産地拡大推進事業補助金	シンテッポウユリの栽培面積拡大のため、新植・増反にかかる経費を支援。JA かつの花き生産部会員が対象	新植・増反支援 補助額：6万5千円/10a	個人
桃の産地づくり補助金	桃の栽培面積拡大のため、新植・改植にかかる経費の一部を支援。JA かつの北限の桃生産部会員で、国の果樹経営支援対策事業実施者が対象	補助率（国の果樹経営支援対策事業費補助金を含む） ①新植支援：11万2,500円/10a（下限2a） ②改植支援：12万7,500円/10a（下限2a）	個人
農業生産被害防止対策推進事業費補助金	野生鳥獣による農作物被害の防止および軽減のための対策を支援。	補助対象経費：電気柵、防風ネット等の設置経費（税抜き6万円以上） 補助率：税抜き事業費の1/3（下限2万円、上限20万円、防風ネットは上限10万円）	個人・団体
淡雪こまち生産拡大対策事業補助金	「秋田県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき認定された特別栽培農作物の淡雪こまちを栽培する方を支援	補助対象経費：栽培経費 補助率：特別栽培米の出荷数量60kgあたり500円以内	個人・団体
水稲作物コスト削減推進事業費補助金	水稲の直播栽培および密苗栽培の実施に必要な田植機械の導入を支援。認定農業者であり、かつ人・農地プランに搭載されている担い手農業者が対象	補助対象経費：機械購入経費 補助率：税抜き事業費の3/10（上限100万円）	認定農業者
かつの牛生産振興対策事業費補助金	かつの牛（日本短角種）の繁殖用雌牛の増頭を図る方を支援	補助率 ①繁殖用雌牛購入経費：1/2（1頭あたり上限10万円） ②繁殖用雌牛自家保留経費：1頭あたり5万円	個人・団体
水田転換主力作物づくり強化事業補助金	水田における市場性の高い作物への作付転換を促進し、収益性の高い農業経営の確立を支援。市民で対象作物を作付・販売する認定農業者が対象。10a以上の作付が条件	補助率 【基本助成】 えだまめ 1万円/10a、 花き、ネギ 2万円/10a 【団地加算助成】 3品目すべて 1万2千円/10a	個人・団体
冬期農業応援事業	冬期間園芸作物の新規栽培や規模拡大を図る方を支援。冬期間に施設面積で概ね100㎡以上新たに取組む又は規模拡大する認定農業者及び認定就農者が対象	補助対象経費：栽培実践費用（種苗、燃料費等） 補助率：加温、微加温、無加温別に定額助成	認定農業者等

園 農林課 こだわり作物推進室 ☎ 30-0243

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
かつの農業夢プラン応援事業費補助金	補助対象作物を生産する認定農業者または認定就農者、農業者団体の生産の拡大を支援 ＜補助対象作物＞①戦略作物等（土地利用型作物、野菜、葉タバコ、花きほか）／②果樹／③畜産 ※補助希望者は、次年度予算要求時の要望調査において、導入予定内容等の提出が必要	補助対象経費：機械・設備等の導入経費 補助率：①～② 1/2 以内、③繁殖用雌牛 30万円/頭、 乳用牛 30万円/頭、自家保留 10万円/頭 以内	個人・団体
農業法人化支援事業補助金	地域の中心となる経営体の育成・確保のため、農業経営の法人化に対し支援	補助対象経費：個人の農業者が法人化する際に必要な経費 補助率：1/2、上限10万円	個人
農業次世代人材投資資金	次世代を担う農業者となることを志す新規就農者に対し資金を交付 ①就農時の年齢が50歳未満の独立・自営就農者 ②人・農地プランへの位置づけがされている、もしくは見込まれる方または農地中間管理機構から農地を借り受けている方	補助率：年上限150万円（夫婦で対象となる場合は225万円） 対象期間：最大5年	個人
ミドル就農者経営確立支援事業	経営開始直後の中年層自営就農者に資金を交付 ①就農時の年齢が50歳以上60歳未満の独立・自営就農者 ②人・農地プランへの位置づけがされている、もしくは見込まれる方または農地中間管理機構から農地を借り受けている方	補助率：年上限150万円（夫婦で対象となる場合は225万円） 対象期間：最大3年	個人
新規就農者研修支援事業奨励金	市内で独立して新たに農業に取り組みようとする方に、奨励金を交付。水稲（複合経営に限る）、園芸作物（野菜、果樹、花き）、畜産、菌床しいたけ、葉タバコの研修者、または農業生産法人、集落営農組織等での生産技術および経営技術の研修者が対象	奨励金：月額10万円 対象期間：最大1年	個人
フロンティア農業者研修奨励金	新たに農業を始めるのに必要な技術を身につけるため、県農業研修センター等で研修する方に、奨励金を交付。申請時の年齢が50歳未満で、研修終了後、市内就農が確実に見込まれる方が対象	奨励金：月額10万円 ※市外の試験場等で研修する場合は、月額2万5千円を増額支援 対象期間：4月から翌年度末までの2年間	個人
アグリビジネス支援事業費補助金	農業者等が加工品の製造や販路拡大を行う6次産業化の取り組みを支援	補助対象経費：加工品試作費や販路拡大に要する経費 補助率：1/2（上限100万円）	個人・団体
アグリビジネスチャレンジ資金利子補給費補助金	農業者等が実施する農産物の販路拡大や農産加工品の製造等を目的とした融資（上限300万円）の利子支払いを補助	補助率：利子支払い額の全額 対象期間：最大7年	個人・団体
農地集積協力金	農地中間管理機構を通じて、農地を貸し出し、農地集積に協力する以下の方・地域に対して協力金を交付。（機構から農地が転貸された場合に交付の対象となります） ①地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた「地域」 ②農業部門の減少により経営転換する農業者、リタイアする農業者	①地域集積協力金 機構への貸付率に応じた単価設定 【集積・集約化タイプ】 （一般地域） ・2割超4割以下→1万円/10a ・4割超7割以下→1万6千円/10a ・7割超 →2万2千円/10a （中山間地域） ・0.4割超1.5割以下→1万円/10a ・1.5割超3割以下 →1万6千円/10a ・3割超5割以下 →2万2千円/10a ・5割超 →2万8千円/10a 【集約化タイプ】 ・4割超7割以下→5千円/10a ・7割超 →1万円/10a ②経営転換協力金：1万5千円/10a 交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含む）に応じた上限単価 上限50万円/戸	個人・団体等

園 農林課 構造改革推進班 ☎ 30-0274

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
起業・創業支援事業補助金	商工会等の指導を受け、計画的に起業・創業する方を支援	補助対象経費：事業拠点費、商品化促進費、宣伝広告費、法人登記費 補助率：1/2 以内（上限 50 万円、商店街空き店舗バンク登録物件を活用する場合は 70 万円）	個人
商店街賑わい共創支援事業補助金	商店街の新たな魅力を開発し、賑わいの創出による活性化に寄与する事業等を、市民等と共催して実施する事業者団体等に対して補助	補助率：1/2 以内（上限 15 万円、商店街空き店舗バンク登録物件を活用する場合は 16 万円）	団体
若年者資格取得支援事業補助金	40 歳未満の市民で、市内から学校等に通学している方、または求職者の資格（第一種運転免許（普通免許を除く）を含む）の取得を支援。1 人につき 5 回まで申請可。右記②に該当する申請については、市内の事業所に就職する高校生に限る	補助対象経費 ①資格取得や検定試験の受験料、資格取得できる講習会の受講料で 6 千円以上のもの ②介護職員初任者研修課程 補助率：① 1/2 以内② 10/10 以内 補助上限額：5 万円	個人
産業人材育成支援事業補助金	中小企業の従業員等が資格（技能系運転免許を含む）の取得のための試験や講習会にかかる費用を支援	補助対象経費 ①受講料（資料代含む）、受験料 ②交通費（ガソリン代除く）、宿泊費 ただし受講料と受験料の合計額が 1 人あたり 1 万 5 千円以上が対象 補助率：① 1/2 以内 ② 1/3 以内 会社は上限 20 万円、個人事業主は上限 10 万円。 運転免許取得の場合は、上限額のうち 5 万円まで	事業主
企業立地助成金	製造業、情報サービス業等を営む事業者が対象地域において、一定規模以上の市民の新規雇用を伴う事業所の新設、増設、移設にかかる費用や、事業の高度化に資する 500 万円以上の大型機械等の設備導入を支援	補助対象経費 ①施設整備費 ②土地・建物賃借料（5 年以内） ③除雪費（3 シーズン内） ④雇用助成（3 年以内） 補助率：① 1/10 ② 10/10 ～ 5/10 ③ 5/10 ④ 1 人につき 30 万円 補助上限額：1 億 5 千万円	事業主
求人活動支援補助金	中小企業者の人材確保を目的とするホームページの整備や合同説明会出展等に支援。補助対象経費の合計が 2 万円以上の場合に対象	補助対象経費：求人情報発信事業、ホームページ整備事業、企業紹介動画作成事業、合同企業説明会等出展事業、企業紹介パンフレット等作成事業、企業広告掲載事業 補助率：1/2 以内 補助上限額：1 事業者 15 万円	事業主
新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障をきたしている事業者に対し、経営の維持に要する資金の償還にかかる利子分を補助。セーフティネット 4 号または危機関連保証の認定を受けていて、県の経営安定資金の融資の実行を受けた事業者が対象	支払利子の全額を助成 補助上限額：1 事業者 150 万円 助成期間：返済開始月から 3 年間 事業者が償還を延滞したことにより増額された利子は対象外	事業主

図 産業活力課 商工・新エネ班 ☎ 30-0250

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
かづのコンベンション開催助成金	市内の施設において参加者 100 人以上かつ宿泊者 50 人以上のコンベンションの開催にあわせ、市内観光施設等を 1 カ所以上利用した団体を支援 ※コンベンションの開催時間は懇親会等飲食を伴う時間を除き 1 時間以上	補助率：宿泊費 1 人 1 泊につき 2 千円（上限 100 万円）	団体（旅行代理店）
郷土芸能開催支援補助金	市内宿泊施設または観光施設等を会場に、市が指定する郷土芸能等を招へいし、20 人以上が参加するイベント等を実施する事業者を支援	補助率：郷土芸能開催に係る経費 1/2 以内（上限 5 万円）	事業を企画実施する事業者

図 産業活力課 観光交流班 ☎ 30-0248

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
県外大学等調査研究活動奨励補助金	市内の宿泊施設等に宿泊して調査研究活動を行う団体に対し補助。2 泊 3 日以上で 3 人以上かつ調査研究活動の対象に本市が含まれ、または市内の地域住民との交流を伴うものであることが条件	補助対象経費：①交通費②宿泊費 補助額 1 人 1 泊につき 2 千円（上限 20 万円） ※鹿角トレーニングセンター、中滝ふるさと学舎、市内の民家（空き家含む）への宿泊の場合は 1 人 1 泊につき 600 円（上限 20 万円）	教職員・学生で構成される団体

図 政策企画課 総合戦略室 ☎ 30-0201

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
ふるさとライフ住宅改修支援補助金	下記建物の修繕・改修・家財撤去費用を補助。移住等を行うため、登録建物を購入または賃借、事業者建物を購入した方で、修繕・家財撤去等を行う方。またはその方の属する団体や企業の代表者 <登録建物> 「鹿角市宅地・建物データバンク」に登録されている建物 <事業者建物> 市と協定を結んだ不動産業者が仲介する建物 ※転入した日から 6 カ月以内に申請が必要。	<登録建物賃借> 補助対象経費：修繕等費用 補助率：10/10 補助上限額：50 万円（千円未満切り捨て） <登録建物購入> 補助対象経費：修繕等費用、家財撤去費用 補助率：10/10 補助上限額：100 万円（千円未満切り捨て） ※市内業者が施工、作業するものに限る。 <事業者建物購入> 補助対象経費：修繕等費用、家財撤去費用 補助率：10/10 補助上限額：50 万円（千円未満切り捨て）	個人
ふるさとライフ引越し支援補助金	市に移住する際に、引越しのために支払った費用の一部を補助。下記要件をすべて満たす方が対象。 ・移住した方で現に市の住民基本台帳に住民登録されている方 ・秋田県ふるさと定住機構の登録（秋田県移住定住登録もしくは A ターン登録）者または移住した年の翌年までに市内で新規就農（研修を含む）を目指す方 ・転勤等による転入でない方、公務員でない方、生活保護受給世帯でない方	補助対象経費：引越し業者への支払費用、本市まで引越すために要した交通費（レンタカーに限る）、不用品処分費、その他必要と認められる経費 補助率：1/2 以内 補助上限額：単身 5 万円／世帯 9 万円（千円未満切り捨て） ※転入した日から 1 カ月以内に申請が必要	個人
移住者融資資金利子補給費補助金	市に移住し 3 年以内の方の自家用車等の購入を目的とした移住者向けローン（秋田銀行「移住・定住サポートローン」）の利息額に対する補助。 ※転勤等による転入でない方	補助対象経費：毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの利息額の全額 補助対象期間：最大 7 年 ※同一世帯につき、1 回に限る	個人
ふるさとライフ移住しごと支援補助金	東京都 23 区等から市に移住し、県の就職マッチングサイトに掲載された求人情報により就職された方。 ・東京都 23 区に通算 5 年以上居住もしくは東京圏より 23 区に通勤された方。 ・市に移住後、5 年以上居住する意思のある方。 ・交付金対象企業（求人）に就業された方。	補助額：単身 60 万円 世帯 100 万円	個人

図 政策企画課 鹿角ライフ促進班 ☎ 30-0208

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
出会い応援事業	あきた結婚支援センターへの入会登録料を全額補助	入会登録料 1 万円	個人
出会い創出事業補助金	出会いイベントを開催する団体や個人に対して、事業に必要な経費を補助。参加者のうち、独身者が 10 人以上であり、市内居住者が 1/4 以上であることが条件	補助対象経費：会場費、広告宣伝費、司会者費用、消耗品費など 補助率：10/10（上限 10 万円）	個人・団体
かづのシティプロモーション認定事業補助金	本市を全国に PR するため、本市への誘客および魅力の発信につながる事業を企画し、実施する団体・企業に対して、事業に必要な経費を補助	補助対象経費：講師への謝礼や交通費、事業にかかる消耗品等 補助率：2/3 以内（上限 100 万円）	団体等

図 政策企画課 政策推進班 ☎ 30-0205

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
スポーツ審判員等養成補助金	市内のスポーツ大会等で必要とされる審判資格の取得に必要な費用の一部を補助	申請・受験手数料、旅費などの経費の1/2（1競技・1人につき上限1万円）	個人
スポーツ指導員等養成補助金	スポーツ少年団や地域スポーツ団体の指導員等の資格取得に必要な費用の一部を補助	受講料・テキスト代・登録料など負担金の1/2（上限1万円） 旅費（交通費）は補助対象外	個人
スポーツ合宿奨励補助金	スポーツ技術の向上を目的とする、市内の宿泊施設を利用して行う合宿の宿泊に必要な費用の一部を補助。2泊3日以上と5人以上が条件	1人1泊あたり2千円、上限40万円 ※鹿角トレーニングセンター、簡易宿泊施設への宿泊の場合は、1人1泊あたり1千円 ※全国規模大会の前日泊は対象外	合宿を行う団体
ジュニアスキーヤー共通シーズン券購入補助金	市内の小中学生・高校生および市アルペンスポーツ少年団員のリフト使用料の一部を補助	市内3スキー場の共通シーズン券（3万1千円相当）1枚あたり1万8千円を補助	個人

☎ スポーツ振興課 ☎ 30-0297

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
みらい輝く人材育成事業補助金	鹿角 GENKI カレッジの塾生および塾修了後3年以内の塾修了生が主体となる成人団体が行う実践活動や学習を深めるための研修会や講演会への補助。地域づくり活動、地域活性化、文化継承事業等が対象。同一の申請者の認定の回数は2回が上限	補助率：1/2、1団体あたり上限20万円	鹿角 GENKI カレッジ塾生および塾修了生が主体の団体

☎ 生涯学習課 社会教育班 ☎ 30-0292

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
鹿角市奨学金	市民の子弟で義務教育を終了し、通信制の課程を除く高等学校、高等専門学校、大学およびこれに準ずる学校に進学見込みまたは在学する方に対し、正規の修業年限を上限として学資金を貸与 ※令和2年度の募集は終了	・高校、高専前期の3年間：月額1万円 ・高専後期の2年間、専修学校、短期大学、大学、大学院：月額3万円 ※成績要件等有り	個人

☎ 総務学事課 総務班 ☎ 30-0290

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
通学対策費補助金	遠距離（小学校4kmを超える、中学校6kmを超える）または準遠距離（小学校2～4km、中学校3～6km）通学している児童生徒の路線バス定期券購入に対して全額または一部を助成	遠距離通学の児童生徒は定期券購入の全額、準遠距離通学の児童生徒は定期券購入の一部を助成	個人
かづのの宝育成補助金	市在住で第3子以降の小中学生を養育している方に、学校教育にかかる費用を助成	小学校に在籍する第3子以降一人につき年額1万2千円（月額1千円） 中学校に在籍する第3子以降一人につき年額2万4千円（月額2千円）	個人
かづのの宝夢支援補助金	市在住で第3子以降の高校生を養育している方に、学校教育にかかる費用を助成	<授業料> 第3子以降の子どもが高等学校等へ入学し、高等学校等就学支援金の不認定通知を受けた方に授業料を補助（月額9,900円を上限） <教科書等購入> 第3子以降の子どもが高等学校等で指定された教科書等の購入費用を補助（年額3万6千円を上限）	個人
就学援助事業	経済的な理由で小・中学校の義務教育を受けることが困難な児童生徒に対して、就学に必要な費用を助成	給食費、学用品費、修学旅行費などを助成	個人
特別支援教育就学奨励事業	小・中学校へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用を助成		

☎ 総務学事課 学事指導班 ☎ 30-0291

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
民間住宅リフォーム支援事業費補助金	持ち家住宅を増改築またはリフォームする方に対し、工事費の一部を補助 対象条件：本人（配偶者含む）、親または子が所有し、いずれかが居住する住宅であること。 （同一の住宅について1回限り。ただし、右記②に該当する申請については、昨年度までにリフォーム補助を受けた箇所・内容と異なる工事は、1回に限り、過去の補助金額と合算して20万円を限度に再利用できる）	①増改築・リフォーム等工事 工事費の1/5、上限10万円 ②耐震改修工事、克雪改修工事、多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）のリフォーム等工事 工事費の1/5、上限20万円 ※①と②の併用はできません ※耐震改修工事に対し、関連補助金とあわせて最大50万円を補助	個人
木造住宅耐震診断支援事業	市内にある木造戸建住宅（店舗等と一緒にある併用住宅の場合は、その併用部分が延べ床面積の1/2未満であること）を所有（共有を含む）し、耐震診断を希望する方に対し、耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施	自己負担が1万円になるよう助成	個人
木造住宅耐震改修事業費補助金	市内にある木造戸建住宅（店舗等と一緒にある併用住宅の場合は、その併用部分が延べ床面積の1/2未満であること）を所有（共有を含む）し、耐震改修工事を行う方に対し、耐震改修工事費用の一部を補助	耐震改修工事費の23/100以内、上限30万円	個人

☎ 都市整備課 建築住宅班 ☎ 30-0266

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
水道給水装置等設備資金利子補給費補助金	上水道の給水装置の設置工事に係る資金について金融機関から融資を受ける場合の利子分を補助 ・対象者 ①市内在住 / ②水道料金、給水装置工事費および市税の滞納がない / ③当該資金を過去に借りた分の返済が完了 / ④借地、借家および間借りの場合は所有者の同意を得る ・融資内容 ①融資限度額：1件5万円以上の工事につき5～50万円 / ②返済期間：5年以内 / ③融資機関：秋田銀行	支払利子の全額を助成	個人
水洗便所改修資金融資あっせん利子補給費補助金	水洗化工事に係る資金について金融機関から融資を受ける場合、返済後の利子分を補助 ・対象者 ①公共下水道または農業集落排水供用開始区域内にある家屋の所有者または所有者の同意を得た家屋の占有者 / ②受益者負担金または受益者分担金および市税の滞納がない / ③新築でない ・融資内容 ①融資限度額：専用住宅の場合は1戸につき80万円以内、アパートの場合は1部屋につき30万円以内（ただし、1申請あたりの限度額は150万円） / ②返済期間：50カ月以内 / ③融資機関：市内金融機関（ゆうちょ銀行を除く）および東北労働金庫であること	支払利子の全額を助成	個人

☎ 上下水道課 管理班 ☎ 30-0275

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
非公営小規模水道等施設整備費補助金	老朽化している小規模水道等の施設の改良整備費用の一部を補助 給水計画区域外で、原水の質および量、地理的条件並びに当該小規模水道等の形態に応じ取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設および配水施設の全部または一部を有するもので、別に定める要件を備えるもの	補助率：1/3以内、上限100万円	組合等

☎ 上下水道課 上下水道班（上水道担当） ☎ 30-0270

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助。公共下水道事業および農業集落排水事業の区域外の地域	5人槽 35万1千円 7人槽 44万1千円 10人槽 58万8千円	個人

☎ 上下水道課 上下水道班（下水道・浄化槽担当） ☎ 30-0271

建設職人様・事業主様
もうご加入はお済みですか？

秋田建築労働組合
中建国保組合

健康保険

全国30万人が加入する職人の為の保険制度！

共済制度

セット共済など、もしもの時に強力サポート！

労災保険

現場のけがにも安心補償！

お問合せ・加入申し込み先

秋田建築労働組合【鹿角支部】 TEL 090-5599-9708
支部長：木村

秋田建築労働組合 県北事務所 TEL 0185-54-8945

広告



私共は“元気な豚”を育てている生産者です!!



豚が健康に育つということはおいしい豚肉の基本です。
八幡平ポークは豚の健康にこだわって生産されております。



私たちと一緒に“おいしい”を届けよう!

正職員募集中!

～養豚農場作業員～

中途採用
未経験者
大歓迎!

応募方法

まずは電話、メールにて連絡後、履歴書を持参、
または郵送して下さい。後日、面接日程等についてご連絡します。

採用についてはこちらへ



〒018-5141 鹿角市八幡平字長川60-3

農事組合法人八幡平養豚組合

☎ 0186-34-2204 ☎ http://www.h-pork.com/

担当者:阿部 麗(うらら)

広告

Innovation for Tomorrow



広告

毎月第3土・日
ダイハツ感謝デー

軽自動車 オイル交換

1,100円(税込)

ダイハツプロショップ
ダイハツ車リコール
点検修理
お任せ下さい。



自社钣金認証工場完備

ダイハツショップ鹿角
オートプラザ鹿角

TEL 0186-25-3633

秋田県鹿角市花輪字鉄砲25-6

■営業時間 / 9:00~18:00 ■定休日 / 火曜日

住まいのこころ
LIXILリフォームショップ

築10年以上の住宅に
お住まいの皆様

外壁リフォームで
まるで新築のように
大変身!

After

デザイン豊富で
塗装にできない
外壁デザインが
選べます

デザイン性も高く
壁紙にはない
メリットが
たくさん!

お気軽に
ご相談ください。

Before

こんなお困りごとはありませんか?

古い見た目を
キレイにしたい

外壁の色が
変色している

汚れが
取れない

壁面に、こんな状態が見えたらリフォームのサイン!

住宅リフォームのベストパートナー
LIXILリフォームショップ
ライフあづの

大館柱工業株式会社
〒018-5201
秋田県鹿角市花輪字赤川端14-4
お問い合わせ
0186-25-2055
http://lifa-kazuno.com/

ライフあづの 検索

広告

広告掲載のお問い合わせ 政策企画課 ☎30-0205

●広報かづの今月号の印刷経費は1部44円です